

## 平成27年度就学援助の認定を受けた場合の学校徴収金・給食費と就学援助費の取り扱いについて

4月1日付で就学援助の認定を受けた場合、学校徴収金・給食費の納入方法及び就学援助の受給方法が次のようになります。

## 記

早期認定の場合…児童費・給食費は6月分以降は就学援助費から直接充当しますので保護者の方に納めていただく必要はありません。(ただし積立金とPTA会費についてはこれまで通りお納めください)

## 早期認定者就学援助費振込予定一覧

| 早期認定 | 支払予定日 | 児童費     | 給食費       | 林間学習  | 修学旅行  | 入学準備補助金               |
|------|-------|---------|-----------|-------|-------|-----------------------|
|      | 7月3日  | 5月分の児童費 | 4・5月分の給食費 | —     | —     | 1年:認定金額<br>(上限20470円) |
|      | 11月5日 | (注1)    | (注2)      | 5年:実費 | —     | —                     |
|      | 2月9日  | (注1)    | (注2)      | —     | 6年:実費 | —                     |

一般認定の場合…児童費・給食費は9月分以降は就学援助費から直接充当しますので保護者の方に納めていただく必要はありません。(ただし積立金とPTA会費についてはこれまで通りお納めください)

## 一般認定者就学援助費振込予定一覧

| 一般認定 | 支払予定日 | 児童費       | 給食費       | 林間学校  | 修学旅行  | 入学準備補助金               |
|------|-------|-----------|-----------|-------|-------|-----------------------|
|      | 11月5日 | 7月分までの児童費 | 7月分までの給食費 | 5年:実費 | —     | 1年:認定金額<br>(上限20470円) |
|      | 2月9日  | (注1)      | (注2)      | —     | 6年:実費 | —                     |

(注1) 学校徴収金で徴収しないため、児童費会計に充当します。

(注2) 就学援助費より、支給されるため教育委員会に支払われます。

※ 早期申請・一般申請において年間支給額は同額です。

※ 上記の支給予定日頃に、申し出をされました口座に援助費が振り込まれます。

※ 生活保護認定期間の就学援助費の支給はありません(6年生の修学旅行費を除く)

※ 校外活動に欠席した場合は、その金額は支給されません。

※ 学校徴収金で未納がある場合は、未納額を差し引いたうえで振り込まれることがありますので、ご了承ください。